

羽島市立学校の教職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

羽島市教育委員会

目 次

1.計画の趣旨・現状	1
2.目標	2
3.計画の期間	2
4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5.関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が大きく変化し、教職員が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中、教職員の厳しい勤務実態が全国的に問題になっている。

こうした状況を踏まえ、「羽島市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」は、全ての教職員が心身の健康を保ち、誇りとやりがいをもって勤務し、こどもたちと向き合う時間が創出できるよう、働き方改革の方向性を示す計画である。

(2) 本市の現状

○ 本市では、令和7年3月に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「羽島市立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る 教職員の割合	月 80 時間を上回る 教職員の割合
小学校	月 30.3 時間	16.5%	0.5%
中学校	月 41.8 時間	44.4%	3.4%

○ 時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が小学校で 16.5%、中学校で 44.4%となっている。授業準備や事務処理、保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、ICT 機器の活用など校務のデジタル化による環境整備や会議・行事の精選等を図ることによって、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間が月 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間にける時間外在校等時間の月平均時間を、小学校は月 25 時間程度、中学校は月 35 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和 7 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 18 日以上にする。
【17.1 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%以下にする。
【10.9%】
- ・ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

○ 令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

なお、本計画期間中において、国の新たな動きや目標の達成状況の検証等を踏まえ、適宜、必要な取組の追加、変更、見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3 分類」①関係)

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校運営協議会等をとおして、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、少年補導員が行っている見回りに委ねたり、日常から警察と連携したりすることとし、学校による見回りは、特別な場合を除き原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理(「3分類」③関係)

- ・学校共同実施協議会を中心に、公会計化について他自治体の取組を情報収集し、調査・研究を進める。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・市長部局とも連携して、地域住民等を良く知り、学校関係者とも円滑にコミュニケーションがとれる地域学校協働活動推進員(地域連携コーディネーター)を委嘱し、地域と学校をつなぐシステムの構築を推進する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校が弁護士等の専門家を、さらに有効活用できるよう環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・教育委員会が学校に依頼する調査・報告については、簡略化に努める。
- ・学校共同実施協議会を充実させ、学校事務体制の強化を図る。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・学校からの連絡や保護者からの出欠席や連絡等において、情報配信アプリを活用し、業務の負担軽減を図る。
- ・学校ホームページの作成については、学校の情報担当を中心に事務職員等も積極的に参画する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3 分類」⑧関係)

- ・学校の情報担当と教育委員会と連携を図りながら対応する。事務的なことについては、事務職員等も積極的に参画する。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮・校内清掃(「3 分類」⑪⑫関係)

- ・学校運営協議会をとおして、地域住民等の支援を拡充する。
- ・校内清掃については、地域住民等の支援を得て、回数や範囲の合理化等の拡充を図る。

◆部活動(「3 分類」⑬関係)

- ・令和 6 年度までにすべての休日運動部活動、7 年度までにすべての文化部活動それぞれの地域展開を行った。今後、平日部活動についての教職員の指導のあり方や活動時間等の適正化について検討を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応(「3 分類」⑭関係)

- ・食における指導については栄養教諭と給食担当が連携し、計画を立てる。
- ・休憩の調整を図り、給食指導の負担を減らす。

◆授業準備・学習評価や成績処理(「3 分類」⑮⑯関係)

- ・校務支援ソフト等 ICT 機器の積極的な活用を推進し、教職員間で教材等の共有を図り、負担軽減につなげる。
- ・「羽島こども応援サポーター」やスクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー等を適切に配置し、教職員との協働を促進する。

◆学校行事の準備・運営(「3 分類」⑰関係)

- ・保護者や地域住民等の支援を拡充する。
- ・教育課程を見直し、精選や合理化を検討する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑨関係)

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議(ケース会)への協力を依頼し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・令和8年度中に、教育委員会において、医療的ケアを必要とする児童生徒を学校が受け入れることができるようガイドラインを作成する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト(文部科学省)」を参考に、ICT機器等の活用をさらに推進する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能について、毎年度、保護者に周知し、理解を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が月80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・すべての学校において、ストレスチェック実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・校内の相談係や教育委員会等の相談窓口を充実させ、気軽に不安や悩みを解消できる体制づくりを推進する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を依頼する。
- ・令和8年度中に、学校における「早く帰る日」を月6回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間以上（土日を含む）の一斉閉校期間（日直を設けない日・会議や研修を行わない日）を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。